

第3回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」  
資料に対する意見について（回答）

法務省

- 内閣府作成の「資料案」の内容自体については、特に意見はない。
- 資料1の4（4）①に、「経済的損失（収入の増減，被害により強いられた支出・費用等）」とあるところ，制度の在り方を検討するに当たっては，「支出・費用」について，その内訳をできる限り区分して把握することが必要かつ適切ではないかと思われるので，対象者への質問事項を検討するに当たっては，対象者が回答しやすい質問事項を検討されたい。

以 上